

食品ロス削減推進会議
第3回議事録

消費者庁消費者教育推進課

食品ロス削減推進会議（第3回）

議事次第

日 時：令和2年2月19日（水）10:28～12:40

場 所：中央合同庁舎4号館共用第1特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の案について

3. 閉 会

○伊藤長官 定刻前ではございますが、御出席と言っていたいただいている方は、おそろいのようにございますので、これより第3回「食品ロス削減推進会議」を始めさせていただきますと思います。

司会を務めさせていただきます、消費者庁長官の伊藤でございます。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

まず、本日の議事でございますが、二部構成とさせていただきます。これは、各大臣にそろっていただけるのが、どうしてもお昼の時間しかないということでございまして、初めにいろいろ議論を尽くしていただいた上で、それを御報告するという形で、第一部と第二部という形にさせていただきます。

まず、第一部では、パブリックコメント等の結果を踏まえて、修正を行った基本方針の素案について御説明をさせていただきます。

その後、有識者の委員の皆様方から御発言をいただきたいと存じます。

その上で、休憩の後、第二部として、会長及び関係大臣等の御出席のもと、基本方針の案の決定についてお諮りしたいと思っております。

初めの第一部の中で、いろいろ御指摘いただいた点で直せる点があれば、これを修正したものを大臣のほうにお諮りすると、こういう段取りにさせていただきますと思います。

本日の御出席者につきましては、お配りしております座席表を御参照いただければと存じますが、本日は、石川委員、末松委員、高岡委員、土井委員は御欠席です。

本日は、国会対応のために、会長である衛藤大臣及び関係大臣等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、第二部からの御出席ということになりますが、河野農林水産大臣政務官、それから、加藤環境大臣政務官には、第一部から御出席をいただいて議論を聞いていただくということになっておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

なお、本論とは関係ないのですけれども、前回、水も出ない会議ということで、大変皆さん、喉がからからになってお話しいただいたのですが、今回は、プラスチックごみ削減という観点で、カート缶のお茶を御用意させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。前は本当に申し訳ありませんでした。

それでは、パブリックコメントの概要及び基本方針の素案につきまして、事務局から御説明いたします。

○橋本政策立案総括審議官 それでは、御説明させていただきます。

資料2と資料3でございますけれども、まず、資料2のほうから御説明させていただきます。

資料2の「「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」（素案）パブリックコメントの結果の概要」という資料を御覧ください。

まず、1ページ目でございますけれども、パブリックコメントは、先月、1月10日から2月1日まで実施いたしました、226件の御意見をいただいております。

1ページ目の円グラフでございますけれども、基本方針素案の各項目に対する意見の割

合を示したものでございまして、詳細につきましては、4ページから5ページに各項目の意見の件数を記載してございます。

最も意見が多かったのが「基本的施策」に関するもので、46%を占めております。

次いで、「求められる役割と行動」に関する意見が23%、「地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画」に関する意見が8.8%となっております。

そして、意見が多かった項目につきまして、主な意見の概要とその意見に対する考え方について、2ページから3ページで整理しておりますので、その点について御説明いたします。

まず、「求められる役割と行動」に関しまして、一律に「手前取り、見切り品等の活用」をしない消費者を責めるようなやり方は避けるべきという御意見をいただいておりますが、こうした御意見があることも踏まえつつ、消費者への普及啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、「発注リードタイムの延長」という食品関連事業者の取組方向を明示すること、との御意見をいただいておりますが、これはリードタイムの調整等も含めまして、サプライチェーン全体での食品ロスの削減に向けて取組を進めていく考えでおります。

それから、「基本的施策」に関しまして、特に「食品関連事業者等の取組に対する支援」と、「未利用食品を提供するための活動支援等」について、多くの御意見をいただいております。

サプライチェーンの関係者間のコミュニケーションの強化を追加すること、との御意見をいただいておりますが、サプライチェーン全体での食品ロスの削減のためには、関係者間のコミュニケーションも重要でありますことから、御意見も踏まえつつ、その旨を記載しております。

また、フードバンク団体の基盤強化に対する国や地方公共団体の支援について、御意見をいただいております。

フードバンク活動について、国や地方公共団体に限らず、民間企業や消費者など、できるだけ多くの方々に理解していただいて、その活動が支持されるよう、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それから、寄附等に当たっての責任の免除について、御意見をいただいておりますが、まずは、食品の提供等に伴う責任の在り方につきまして、外国の事例調査を行う予定にしております。

それから、3ページ目に移りまして、「地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画」でございますけれども、策定を必須としてほしい、との御意見をいただいております。

他方、この計画の策定は法律におきまして努力義務と規定されておりますところ、御意見も踏まえつつ、できるだけ多くの地方公共団体に計画を策定していただけるよう、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、地方公共団体がフードバンク活動を支援するために必要な政策について、具体例

を記載してほしいとの御意見をいただいております。いただいた御意見も踏まえまして、取組事例を収集して、地方公共団体に情報提供を行っていきたいと考えております。

その他、用語の説明や、具体的な数値等について記載してほしいとの御意見がありましたので、注記として記載しております。

これ以外にも様々な御意見をいただきましたが、今後、この基本方針に基づきまして具体的な施策を実施していく段階において、いただいた御意見も参考にしながら取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が、パブリックコメントについてでございます。

次に、資料3「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（素案）について御説明させていただきます。

この素案は、パブリックコメントでの意見等を踏まえて修正を行ったものでございまして、主な修正点につきまして、これから御説明申し上げます。

まず、本文全体におきまして、先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、用語の説明や具体的な数値、出典について、ページの下に注記として記載しております。

例えば、1ページでございますけれども、1ページの注1に、食品ロスについての定義、その中で、食品廃棄物についての説明を記載しているところでございます。

それから、2ページの「1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義」のところでございますが、3ページの上から5行目でございます。「食品の生産や廃棄に関わる」と記載しております。

これは、当初は、「生産」のみの記載でしたけれども、食品ロスの削減によりまして、結果的に食品の廃棄に関しても無駄を抑えることにつながるということから、「生産と廃棄」という形に修正しているところでございます。

4ページを御覧ください。

項目としては「3 基本的な方向」でございますけれども、ページの中ほどに「世界は今」という文言から始まるパラグラフを追記いたしております。

食品ロスの問題は、SDGsのターゲットの1つにもなっている国際的な課題ということで、この課題に対して、国民一人一人が取組を行って、次の世代に引き継いでいくという、より大きな視点に立った方向性について、記載しているということでございます。

次に、5ページを御覧ください。

項目としては「1 求められる役割と行動」の「(1) 消費者」のところでございますが、ページの中ほどの「① 買物の際」という項目がございますけれども、その2ポツ目に、「欠品を許容する意識を持つ」を追記しております。

これは、食品小売事業者に対しまして、季節商品については予約制とするなど、需要に応じた販売を行うための工夫を求める一方で、消費者に対しても、こうした取組に対する御理解や意識を持っていただくために記載しているというものでございます。

6ページでございます。

項目としては「1 求められる役割と行動」の「(2) 農林漁業者・食品関連事業者」のところでございますけれども、上から5行目のところで、先ほど御説明しました「サプライチェーンでのコミュニケーションを強化」を追記しております。

また、同じパラグラフの最後のところでございますけれども、国または地方公共団体が行う施策にも協力していただくよう、書き加えております。

同じく6ページの中ほど「② 食品製造業者」の2ポツ目でございますけれども、括弧書きとして、食品ロスの削減の取組と併せて、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮することというものを記載しております。

また「③ 食品卸売・小売業者」の4ポツ目でございますけれども、食品小売業者のうち、フランチャイズ店については、本部と加盟店が協力して食品ロスの削減に努めるよう記載しております。

次は、9ページにお移りください。

項目としては「2 基本的施策」の「(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等」になりますが、4ポツ目、「各種イベント等での対策実施」の事例として、今年開催されます、オリンピック・パラリンピックでの取組について記載いたしております。

同じく9ページの中ほど「(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援」の2ポツ目の最後の文章に、適正受発注の例として「1 求められる役割と行動」にも記載しておりますけれども、「需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等」を追記しております。

10ページ「2 基本的施策」の「(4) 実態調査及び調査・研究の推進」の項目になりますけれども、5ポツ目に、政府が実施するムーンショット型研究開発制度について記載しております。

この制度では、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業の創出が目標に掲げられておりまして、食品ロスの削減も、その課題の1つとなっております。

以上が、主な修正点でございます。

それから、御参考ですけれども、参考資料5といたしまして、令和2年度の各省庁の食品ロス削減の関係予算案をまとめた資料をお配りしておりますので、御参考にいただければと思っております。

御説明は、以上でございます。

○伊藤長官 ただいま御説明いたしました基本方針の素案につきまして、御発言をいただきたいと存じます。

なお、本日御欠席の石川委員、土井委員を含めて、事前に委員の皆様方から御提出いただいた資料につきましては、お手元に資料5として配付をさせていただいております。

それでは、上村委員から御意見をいただきたいと思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○上村委員 東京家政学院大学の上村でございます。

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する。食品ロス問題を認知

して、削減に取り組む消費者の割合を80%とする。大変大きな目標を掲げた、今回の取組でございます。第2回目会議では書きぶりについて、指摘をさせていただきました。会議では要望として、できるだけ上からではない、皆さんの信頼関係を築いていくような書きぶりとなるよう御留意お願いしました。今回「消費者市民社会の形成」の重要な取組、「エシカル消費の推進」という方向に取りまとめをしていただきましたこと、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

効果的な取組のために、注目すべきキーワードを1つ、それから仕組みを1つ述べさせていただきます。

基本方針の素案の中に、コミュニケーションやエシカル消費というキーワードが出てまいりました。若者のエシカルなスピリッツを後押しするエシカルなコミュニケーションということに今後注目いただきたく思っております。

応援しているという意識、認識、ESG投資や、行政などのエシカルなコミュニケーション、3010運動なども、あるいは外食時のおいしく「食べきり」ガイドなども、エシカルです。皆さんが自分の責任部分は当然ですが、他者のことと目の前の人のことを同時に考えエシカルなコミュニケーションを進めましょうという視点をポイントとして、具体的推進のときにお考えいただけると、消費者市民社会の形成につながると思っております。

若者のエシカルな心を後押しするに関連し、農林水産省でも、今、若者のほうで鳥獣による農産物の被害を農家ハンターという若者たちが、鳥獣被害を防ぐようなハンターとなって、それをジビエ料理にして提供するというような取組を進めていると聞いております。明日、報告会が農林水産省の中であると伺いました。若い人たちが、食べ物と地域をつなごうとする取組は、貴重なところと思っております。エシカルなコミュニケーション、1つキーワードと存じます。

もう一点、仕組みで、現時点で注目をしていきたいのが「フードシェアリングサービス」でございます。

基本方針の素案にも書き込みがございますけれども、SNSなどを活用して、若者が身近に、このままでは廃棄をされてしまうような食品と購入希望者をマッチングする。SNSを使った、取組は、若い人たちが非常に気軽に食品ロス削減、私だけ自分なりのアイデアを発現・発信しやすいところでもあります。地域創生の取組にもつないでいけるかと思っておりますので、「フードシェアリングサービス」を注目して進めていただける仕組みが基本方針により発展すると、うれしいと思っております。

地域で食品ロスの削減を担う人材というのを考えたときに、若い地域に密着した、そういう人たちの育てていけるような取組が活性化するように、今回の基本方針を進めていただければありがたいと思います。

以上です。

○伊藤長官 ありがとうございました。

続きまして、浦郷委員、お願いいたします。

○浦郷委員 今回の基本的な方針は、パブリックコメントも踏まえて作られていて、詳細に多岐にわたるところですけれども、推進するためによいものができたと思っております。

その上、やはり盛り込んでほしいことが2点あります。1つは、ローリングストックという方法があるのですけれども、これは食品ロスを発生させないように、家庭で災害時用の食料を備蓄する方法なのですけれども、最初の案が出てきたときに、消費者の求められる行動のところで、何々することというところに入っていたので、私がいろいろ言ったら、今度は抜けてしまいました。でも、このローリングストックというやり方は、食品ロスを発生させない、いい方法なので、まず知ってもらい活用してもらおうというところで、普及啓発の項目で周知するというところを盛り込んでいただけたらなと思います。

もう一点、食品衛生法における自主回収報告制度の対象となる食品の範囲についてということで、ここは意見を出しましたら入れていただいたのですけれども、さらに、食品表示法においても、自主回収報告の対象となる食品の範囲については、アレルギーとか、消費期限の誤表示という、本当に安全性に関わる事項のところだけ自主回収報告制度に盛り込むというところにしていただきたい。過剰な回収につながらないように、例えば、原料原産地の表示の誤り等で、そういう安全性に関わらないところで、リコール、回収されて、その商品が廃棄となるようなことにならないように、そこら辺も盛り込んでいただきたいなと思っております。

あと、今後の取組について、どのように進めていくべきかというところで、まずは食品ロスの現状を知ってもらって、一人一人に考えてもらい、行動してもらうことが一番だと思いますけれども、消費者に一番分かりやすく関心を持ってもらえるというところは、外食時の持ち帰りというところではないかと思っております。

持ち帰りということに賛成が9割、実際に持ち帰ったのは、まだ2割にとどまっているという調査結果の報道もありましたので、消費者の自己責任の範囲でということ。この自己責任の範囲というのが、消費者、事業者双方にちゃんと理解してもらえるような、その説明のところを、少し創意工夫することが必要なのではないかと思います。

ここを理解していただいて、この取組の進むことで、食品ロス削減全体への関心も高まっていくと思います。

もう一つ、教育及び学習の振興また普及啓発のところにおいては、特に賞味期限と消費期限の違いの正しい理解と促進というところは、力を入れていただきたいと思います。

とりわけ若い世代は、食品自体を見て判断するというのではなく、日付で判断する傾向が、あると思います。

最近の話題なのですけれども、アイスクリームに賞味期限を記載するという報道がありました。

これは、消費者のニーズ、消費者の要望に応えたということなのですが、私は少し消費者への向き合い方が違うのではないかと感じています。冷凍であるということ、また、

記載が免除されているという、それを踏まえて、家庭での正しい保存方法というところを伝えることが、まず必要であり、同時に賞味期限と消費期限、特に賞味期限とはどういうものなのかということ、やはり正しく理解していただくということが、大事なのではないかと思います。

あと、もう一点だけよろしいですか、家庭由来の食品ロスについて、仮に世代別の食品ロスの量というのが調べることができれば、それを切り口に世代別に対応した取組ができるのではないかと思います。

これは、あるところで、食品ロスについてお話をしたところ、例えば、冷蔵庫の中で使い切れず廃棄になってしまうのは、やはり家庭で調理することが多い年齢の高い世代に多いのではないかと、若者などは冷蔵庫の中は、空っぽに近いのではないかと、そういうお話もいただいたので、世代別の食品ロスの量を量るのは難しいかと思うのですけれども、でも世代別に対応した取組というのは、考えることができるのではないかと思いますので、そういうところも注目しながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、川村委員、お願いいたします。

○川村委員 食品産業センターから委員として参加させていただきました、川村でございます。

先ほどの基本的な方針に対しての御意見を申し上げたいと思います。

基本方針につきましては、消費者並びに食品関連の製・配・販の事業者、そして行政のそれぞれの関係者が、食品ロス削減のために求められている役割と行動が大変よくまとめられていると評価いたします。

食品ロス削減に向けて、国を挙げての取組の端緒となるものとして、画期的な方針であると評価しております。

短期間で、これだけのものを、おまとめていただいたことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

食品製造業者としても、本基本方針で示された役割を十分に認識した上で、食品ロス削減が、国民運動として推進できるように、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、基本方針の運用について、2点ほどお願いを申し上げたいと思います。

1つ目は、行政からの働きかけ、御指導についてであります。

食品ロスの削減については、フードチェーンに関係する各所が認識を一致させて、実際の行動に移していくということが極めて重要であります。

納品期限の緩和、受発注リードタイムの調整など、商慣習の見直しを基本方針にも織り込んでいただきましたが、行動に移すには、個別に、お取引先との話し合いをし、合意できなければ、前に進むことができません。

フードチェーンの中での立場による利害の違いや、競合他社との横並びを意識して、なかなか進まなかったという実態もございました。

基本方針の実際の運用におきましては、フードチェーンを構成する関係者が協力して取組を進めていけるように、行政からの強い働きかけや、御指導を継続的にお願い申し上げたいと思います。

2つ目は、フードバンク活動を広げていくための積極的な支援についてであります。

フードバンク活動については、国民の食品ロス削減の意識を高めることが期待できるとともに、未利用食品を生活に困っていらっしゃる方に届けるという大変意義のある取組だと考えております。

しかしながら、フードバンク活動を広げるためには、フードバンク活動団体のインフラなどの体制の充実、必要な食品を必要な方にお届けするマッチングなど、フードバンク活動の基盤強化への行政の御支援が不可欠であります。

ぜひ実効性のある施策を講じていただきたいと思いますと考えております。

特に、フードバンク活動団体に対して提供する側の立場からは、提供した食品が原因で事故が起こった場合の責任について、明確にさせていただくことが安心して食品を提供でき、フードバンク活動への積極的な協力を促すことにもつながるものと考えます。

食品提供者の責任は、法律の在り方の検討は欠かせないと考えておりますので、今後の課題として、制度、法律の制定も視野に入れて御検討をお願い申し上げたいと思います。

私からの意見は、以上でございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 愛知工業大学の小林と申します。

ちょっと1点だけ、ドギーバック普及委員会、理事長となっておりますけれども、先月、サステイナブルフードチェーン協議会という社団法人をつくりまして、そこの理事長に、私はなってしまうと、理事長2つはまずいねということで、委員長に変更となりましたことを申し上げておきます。

協議会のほうは、小売とかメーカーさんと、もっと広範にディスカッションするという場にしていきたいと思っておりますが、それはさておき、この基本方針については、短期間で本当によくまとめられたなと思って、大変感謝を申し上げたいと思います。同時に、私の研究者としての立場としては、これをグローバルにどうやって位置づけるのか、この基本方針の在り方というのは、かなり最先端というか、ここまで明確にはっきり書いて、フランスですら、私は、ここまで具体的に書いていないのではないかと考えているぐらいに評価したいと思っております。

ただ、それをどういうふうアクションにしていくのか、ここは本当に課題で、方針を作ることが目標になってはいけないと思っておりますので、その意味で、2点だけ手短かに今後の具体的なアクションに関わるところで意見をさせていただきたいと思っております。

まず、11ページに食品の提供等に伴う責任の在り方についてというところがありますけれども、この調査や検討内容について、この範囲について、できるだけ広範囲に調査をしたほうがいいのではないかと思っています。単純に、フードバンクに食品を寄附するということのみに限ってしまうと、ちょっと見誤る可能性がある。

なぜかという、例えば、寄附食品の免責事項についての法律は、アメリカが初ですけれども、もう1960年代ぐらいから、これは医療の寄附行為といいますか、ボランティア全般の行為に対する免責事項みたいなところをしっかりとディスカッションした上で、それを踏まえて食品寄附の免責に議論が進んでいったということがあります。

それで、食品だけの免責事項を定めているオーストラリアとか韓国とかがありますけれども、そことの違いは何なのか、あるいは日本の文化として、これはどうなのかということ考えたときに、もう少し広範な調査をする必要があるのかなと思っています。

その意味では、食品の事故だけではなくて、フードバンクで働く方のボランティアの方のミスとかについても、どうしていくのか、この辺りは非常に重要かなと思っています。

もし、可能であれば、イギリスで食べ残しの持ち帰りについても免責制度を設けるかどうかという議論が一時なされたことがあって、それも含めて、もう少し広範に、このフードシェアリングを社会的に位置づけるために、責任事項をしっかりと広範に御検討いただきたいと思います。その結果、日本独自というか、より実効性のあるものになっていくのかなと思っていますので、お願いします。

もう一点は、地方公共団体が策定する計画策定への支援というところなのですが、私が知る範囲では、自治体のほうでの計画策定においては、やはり、食品ロス問題は、まだまだごみ問題。つまり、本会議で議論された消費者との関係性とか、そういうことは非常に重要で、いいのですけれども、自治体の計画策定のところで自治体さんが考えなくてはいけないこととして、焼却施設の更新とか新設とか、そういう定量的な問題があります。本法律の基本方針がこことどう関わるのかというところが、なかなか見えてこないと思いますか、どういうとらまえたらいいいのかが曖昧だと思います。

つまり量的な削減というのが、この自治体の計画策定にどのように関わってくるのかと、いったときに問題になるのは、やはり、食品ロスの定義だと思います。

どこまでを食品ロスとするのかといったところで、例えば、刺身のつまは、本当に削減しなくてはいけないのですかと、そういう話に必ずなってくると思うのです。

ですので、今後の課題ではあるのですが、私は、やはりこの問題は、新しい日本の食文化をつくっていくのだと。単なるごみ問題に収れんさせるのではなくて、そういう新しい食文化を作っていく、その中でビジネスも、消費者も、我々研究者も一丸となっていくのが理想なのかなと思っていますので、そういう観点での推進策の策定をぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、崎田委員、お願いいたします。

○崎田委員 ありがとうございます。

私自身は、ジャーナリスト・環境カウンセラーとして仕事をしておりますが、その中で、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会という、食品ロス削減に関心を持っている自治体の皆さんの協議会の会長を、今、仰せつかっており、福井県が全国協議会の事務局ということでやらせていただいております。その立場で、行政の皆さんが、今、どういうふうに、これを受けとめて取り組んでいこうかということに関して、少しコメントをさせていただきたいのと、最後に、私の意見を1つということ考えております。

まず、今回の基本方針なのですけれども、やはり事業者、市民、そして自治体の連携で、国民運動として全国的な取組みを作っていくという、非常に大事な視点をしっかりと押さえているというところが、やはりすばらしいと思っております。特に地域の場合ですと、事業者や市民をつないで施策を打つ自治体の役割というのは、大変重要だと思っておりますので、そういう点をしっかりと、今後ともネットワークに参加している自治体を通じて広めていきたいと思っております。

現在、47都道府県は全て参加していただいておりますので、情報ネットとしては全国につながっておりますが、直接市区町村も400近く入ってくださっておりますので、そういう中で広めていきたいと思っております。

今、自主的な計画を策定して、積極的に取り組むということが期待されているわけですが、それに関して、自主的に計画を作りやすいように、3点ほど推進会議事務局のほうからコメントをいただければうれしいという要望がありますので、お話をさせていただきたいのですが、今回、2000年を基準年にして、2030年には食品ロス半減という大きな社会全体の目標がありますが、自治体でもその計画の目標値を定めるに当たり、その2000年の基準をどういうふうに量的なもの、あるいは考えた方として考えるのかを、少し具体的に示していただくことで、全国の自治体が目標値などを設定しやすいのではないかとこの声があります。

2番目の点は、特に事業系の食品ロスの推計などするときには、食品リサイクル法の中で、定期報告の量を自治体にも提供すると、直近の見直しでしていただいておりますけれども、そういうデータをどういう形で自治体のほうにお示しいただけるのか。道筋が見えてくると大変うれしいという声がありますので、お伝えしておきたいと思っております。

3点目に、やはり、この計画を作るときに、いろいろ意見もありましたけれども、自治体の中で、環境・廃棄物部局だけではなく、農林水産部局とか、食品関連の事業者部局、消費者教育とか、消費者部局など、行政の中でも、その全体が連携していかなければいけないということがありますので、地域によって、どこが音頭をとるかということで、やはり、新たな計画を作りやすいところと、廃棄物処理計画の中に章立てをするというようなところと、多様な形ができてくるのではないかとこの声が上がっております。

そういうものに関して、柔軟に受けとめていただき、食品ロス削減に対する自主的な動

きが広まるということそのものを評価していただければありがたいと声が上がっております。

次に、私からのコメントを簡単に3点ほど申し上げたいと思っておりますが、今、自治体の中では、地域で食品ロス削減に熱心な事業者さん、飲食店とか、小売り店さんとか、そういうところに登録していただき、食品ロス削減協力店登録制度というのを作り、その情報を消費者の方々に伝えていくことで、関心を持っている事業者さんの活性化につながるような動きが大変ふえてきております。

そういう取り組みを全国の自治体でやりやすいように、協議会の全国事務局としても、全国規模の食品関連事業者さんと共同宣言というような形を取ながら、今、動きを広めております。

そういう中で、具体的に今、いろいろ考えているのが、小盛りメニューを作っていただくのを広めていくとか、食べきれなかった料理を自己責任で持ち帰りやすいように、お店と連携をするとか、いろいろな具体的な内容を広めていこうと思っておりますので、そういう強化を、多様な皆さまとの連携という形を大事にしながら取り組んでいきたいと思っております。

次に、こういう自治体をつなぎ手の軸として全国に呼びかけていくような、食品ロス削減全国大会を3年前からやっておりますして、ゼロ回を福井県での設立総会だとしますと、第1回目が長野県の松本市で、第2回目は京都市で、第3回目は徳島県と徳島市の協力で作らせていただけてきました。

今年度は、富山県が手を挙げてくださっておりますので、10月30日には富山県で、全国大会を開きたいと考えておりまして、ぜひ政府、各省の皆さんにも御協力いただきながら、連携して取り組めればと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

長くなりました。失礼しました。

最後に1点のみ、私は、今、東京2020大会の持続可能性に関する基本計画や目標を作り、外部専門家として推進するお手伝いをしてきております。

そういう中で、食品ロス削減も資源管理の中で大変重要な課題になってきておりますが、大会の中での取組みは、今、組織委員会で検討中なのですが、それだけではなく、社会全体で全国で、海外からのお客様が宿泊されるホテルとか、レストランとか、そういうところで、東京2020大会に向けて、そして、その直前にこの推進計画ができるという、こういうタイミングの中で、これをきっかけに食品ロス削減の具体的な取組みが社会全体で広がっていくということを心から願っております。

今回も、この中に、そういう表現も入れていただいたということで、大変ありがたく思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、長島委員、お願いいたします。

○長島委員 全国学校栄養士協議会の長島と申します。

今後の進め方について意見を述べさせていただきます。

今回の食品ロス削減基本方針に基づく取組も、先を走っていましたが食育基本法における食育推進基本計画の推進と同様に、国民運動として取り組んでいくことになると思います。

国民運動としての高まりを促すためには、食品ロス削減が、国として喫緊の課題となっているという現状を、国民誰もが自分ごととしてしっかり認識する必要があると考えます。

そのためにはということで、3点申し上げます。

食品ロス削減推進の必要性の周知及び実践につなぐ取組ということで、消費者や食品関連事業者、多様な国民、団体ということになると思いますけれども、いわゆる国民全体に取組の趣旨の徹底を図ることが重要であると考えます。

各々の立場で、どこに課題があって、何ができるのか、まずは現状を把握、分析し、推進体制、推進計画を策定して取り組むためのフロー、参考となるフロー図なのですが、これを示して具体的にどうやったらいいかということを知ることが必要かと思えます。

趣旨は分かるけれども、何をやったらよいかということで、かけ声だけにならないよう、周知徹底を図る啓発活動が必要かと思えます。

このたびの資料の中にも、リーフレットや関係予算等が示されておりますが、効果的で実際的な取組となるよう、周知をしっかり図っていただきたいと考えております。

2つ目に、具体的な実践事例が様々、先ほどから委員の皆様のお話にも出てきておりますので、そういうものをしっかり国民に示していただいて、各々の行動変容につなぐことができたかと考えます。

国民が、日常の中で自分ごととして取り組むことができる具体例を示していただきたい、紹介していただきたいと考えます。

そして、国民一人一人の取組の積み重ねが大きな成果を生むということ、実感できる取組事例が効果的であるかと考えます。

3つ目に、食品ロス削減の取組については、この食品ロス削減推進法あるいは食育基本計画ともに、食品ロス削減に取り組む消費者、国民を80%ということで指標が示されているところです。

双方の運動がつながりを持ちながら、力強い取組になることを願っているところです。教育現場にいます私どもとしては、子供は次世代の大人であり、消費者であることから、子供への食品ロス削減の教育は重要だと考えております。

食品ロス削減のために、自分はどのような行動ができるのかを考えて行動できる子供の育成を目指して、第1回目、2回目の本会議で配付させていただきました、小中学校における食育の指導案のようなカリキュラムを用いまして、継続して取り組んでいこうと考え

ているところです。

以上でございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、古屋委員、お願いいたします。

○古屋委員 日本フランチャイズチェーン協会、コンビニ部会長の古屋でございます。

まず、最初に、この素案は、一部お願いしたことも含めて非常にうまくまとめていただいています。これについては一切、特にこれを加えていただきたい、これをこうしていただきたいという意見はございません。

ただ、我々は、実務としては、特にフランチャイズというのは、加盟店と一緒に、これを進めていかななくてはいけない、ここが一番大事なことだと認識しています。

例えば、今回社会問題にもなっているフードロスの代表として取り上げられた恵方巻、これも加盟店と一緒にフードロス削減チャレンジというのを3か月前から、お客様にもお伝えして、結果的には、今回、予約、それと店頭での積極的なお勧めとか、声かけをすることで96.5%の消化率に繋がっています。

それと、昨年10月から進めています、エシカルプロジェクト。やはりコンビニエンスというのは、フレッシュな商品をフレッシュな状態で売るというモデルで成長して参りました。そうした中で食品ロスに繋がりがやすい、時間管理しているおにぎり、お弁当、サンドイッチのような商品に、販売期限の5時間前になったら、エシカルポイントが付与されるという取組みで、お客様にナナコという電子マネーでポイントを還元しています。

今、北海道、四国、九州でやっており、地域格差はありますが、廃棄削減の効果につながっています。こうした取組をフランチャイズチェーン協会としても広げていきたいと考えています。

それと、農林水産省様からの助言もありまして、納品期限3分の1から2分の1、これに対しても、19年7月から、ほぼフレッシュフード以外は全部対応しています。ほとんど問題なく進んでいますので、ほかのチェーンにもこれを紹介して、業界全体で取り組んでいきたいと思えます。

素案の中に全部入っていますけれども、1つのお願いということでは、やはり消費者、社会、特に我々加盟店もそうですけれども、啓蒙が非常に大事だなと思えます。素案に記載の通り、啓蒙活動を国・行政と連携し、取り組んでいきたいです。

我々、企業としても、お客様に御理解いただく啓蒙をしていきますけれども、国としても、継続的にこういった啓蒙活動は、ぜひやっていただきたい。

それと、フードバンクに関しては、専門の方がいらっしゃいますけれども、我々も加工食品等の商品寄贈を積極的に行っています。

ただ、いろいろ素案には出ていますけれども、やはり責任の在り方の法的な整備ですとか、それと、また持続可能な活動を促す支援をぜひ、今回の方針、実務で流れるような継続的なバックアップをしていただければと思います。

以上です。

○伊藤長官 ありがとうございます。

引き続き、三科委員、お願いいたします。

○三科委員 全国スーパーマーケット協会の三科でございます。

非常に、この素案は、多岐にわたり、よくまとまっていると思います。

私のほうとしては、この素案そのものには、特別意見はございません。

1つだけ、余りにも多岐にわたっておりますので、効果が期待できるような優先順位をつけていただきまして、その優先順位にのっとなって分かりやすくまとめて、我々事業系、それと家庭向けということで整理していただけると、この効果が出やすいのではないかと考えております。

それ以外に関しましては、私どもの事業に関することに関しましては、できるだけ協力して、この食品ロスの削減を進めていきたいと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、望月委員、お願いいたします。

○望月委員 NPO法人POPOLLOの望月です。

私としましては、皆様と、少し視点は変わるかと思えますけれども、生活困窮者支援の立場からということで、食品ロス、いわゆるフードバンク事業を通して、いかに困っている方が声を上げて、厚労省さんがやってくださっている生活困窮の事業につながるかということで、お話をさせていただければと思います。

前回の会議でもアウトリーチという言葉が出たように、お話をさせていただいたのですが、フードバンクふじのくにのほうで、現場の行政の職員さんや、窓口の担当者さんと、会をもって、お話をする機会があるのですけれども、やはり今の困窮者の相談におけるフードバンクの役割というのは、かなり大きいものだ、と、評価は一樣にいただいております。

ただ、その評価はいただけるのですけれども、それに対して、現場の職員さんがフードバンクに何か協力したいよという思いをお話いただけるのですけれども、具体的に何ができるか、というところ、そこで詰まってしまいます。

ですので、この基本方針について、いろいろ意見も出させていただきましたし、今回、パブリックコメントのほうでも意見が出てきましたけれども、基盤強化の支援というところで、ぜひ御検討をいただければというところがございます。

フードバンクと困窮者の相談窓口との連携につきましては、厚労省さんの生活困窮者支援の制度の会議のほうでも、とても有効なものであり、フードバンクとどんどん連携していくべきという意見も出ておりますので、そういった面からも、私たちNPOの立場として、今回の方針を、これから方針が決まって、地方公共団体のほうに下りてくるとは思うのですけれども、この方針を使わせていただいて、フードバンクを広めていきたいと思っておりますので、この基盤強化という文言について、御検討いただければと思っております。

以上です。

○伊藤長官 ありがとうございます。

では、最後に米山委員、お願いします。

○米山委員 全国フードバンク推進協議会の代表をしております、米山と申します。よろしく願いいたします。

委員の皆様にもう既にフードバンクへの御意見をたくさん頂戴しまして、大変ありがとうございます。

また、本日、御欠席の石川委員会からのフードバンクに関するコメントなどの中に、活動の担い手の熱意のみで支えられているフードバンクへの財務的な支援や中間支援組織の必要性というのがございました。

また、パブリックコメントにおいても、フードバンク活動への御意見が多く寄せられております。

これまで、フードバンク活動は、食品ロス削減推進法の趣旨にある食品ロスの削減や福祉的な活用として大きな可能性があることを説明してまいりました。

加えて、今後、国内のフードバンク団体が、海外の先行事例のように、食品ロス削減に貢献するために乗り越えなくてはならない様々な共通課題についても説明いたしました。

その中で、食品寄贈に伴う法的リスク、認知度不足、行政との連携が不足しているという課題に対しましては、基本方針の中にしっかりと解決策を明記していただいております、感謝申し上げます。

また、2月12日には、全国の多くのフードバンク団体から賛同をいただいた国内フードバンク活動の推進に関する要望書を、農水省また消費者庁に提出させていただきました。御対応のほう、ありがとうございます。

これまでの推進会議においても、また、要望書の中でも、特にフードバンク団体の基盤、食品の保管、運搬、配付能力、人材の強化の必要性について説明してきました。

全国のフードバンク団体としては、基本方針の中に、基盤強化を明記していただきたいと期待しております。

もちろん様々な事情があることは理解しておりますが、フードバンク団体の基盤強化について、現状の素案の中に記載がないことは残念に思っております。

法律が成立して以降、ありがたいことに、たくさんの企業から食品寄贈の提案をいただくようになりました。

弊会では、企業様からの寄贈を全国のフードバンク団体へ仲介するという業務を行っておりますが、最近、寄贈量の増加に対して、フードバンク団体側の受け入れ体制が追いついておらず、受け入れを断るというケースも増えてきました。

このような現状や課題があることを御理解いただき、引き続き、フードバンク団体の基盤をどのように強化していくかという点についても、ぜひ御検討していただければ幸いです。

今後の取組に関しましては、基本方針にも御記載いただいた行政とフードバンクとの連携や支援について、具体的な事例を現場のフードバンク団体から情報収集しておりますので、ぜひ国から地方公共団体に先行事例を周知していただき、全国の自治体とフードバンク団体との連携が全国的に推進されるよう、御協力いただけましたら幸いです。以上となります。

○伊藤長官 どうもありがとうございました。

お手元に資料の5-1、5-2で御欠席の委員の提出資料がございますので、私のほうから簡単に、ざっと早口で読ませていただきます。

まず、5-1、石川委員からの提出資料でございます。

本日は先約があり、出席できないので、委員提出資料としてコメントを作成しました。基本方針素案は、分かりやすくよくまとまっていると思う。実際にどのように、食品ロス削減を進めるのかが、次のステップとして非常に重要だと思う。

フードバンクに関するコメントとしては、食品ロスを2030年に2000年比で半減の目標を達成するためには、あらゆる手段を講じる必要があるが、中でもフードバンク活動は2つの意味で重要である。

1つには生活困窮者支援に資すること、もう一つは食品の提供者にとっては、廃棄物処理費用の節約になるという意味で、経済的なメリットがあり、金銭面以外のリスク、手間や事務処理などの表面に出ない費用が小さければ自然に拡大する可能性が高いと考えられることである。

課題としては、現在のフードバンクの取扱量は、食品ロス全体から見ると少ないこと。現在活動中のフードバンクのほとんどは、規模が零細で専任スタッフを雇用できていないことである。

このため、活動の持続可能性は、活動の現在の担い手の熱意のみに支えられており、食品の提供側、特にある程度以上の規模の企業から見ると、ビジネスパートナーとして不安がある。現在のフードバンクの収入は寄附のみであり、通常は専任スタッフを雇うことができず、規模を拡大しようとしたときに、組織として必要となる体制を整えることができない。

地域の子供食堂や食品食材を提供するフードバンク活動が、このような地域住民の熱意によって運営され、支えられていることはすばらしいことであり、これからも活動が広がることが望ましいが、国として削減目標を達成する手段の1つとして見たときには、規模と財務的な課題がある。

食品の供給側と受け取るフードバンク側が、ビジネスパートナーとして持続的に連携して、食品ロス削減と生活困窮者支援を実現するためには、現在、両者の間に実現するギャップを埋めることが必要である。

このギャップは、単なる情報の不足にとどまらない構造的な問題を含むため、マッチング支援では、食品供給側にとっての課題は部分的にしか解決されない。さらに踏み込んで

問題を解決するためには、両社のギャップを埋める中間支援の機能を持つ組織が必要であると思われる。

この組織をどのように組織し運営するかは今後検討することが必要だと考えるが、組織運営に必要な費用については、冒頭記したとおり、食品提供側の企業に廃棄物処理費用の削減という経済便益が発生するので、その一部が手数料として提供されるのが自然である。

この組織は、実際の提供食品を物理的に取り扱う必要はないが、提供事業者との契約、手数料の收受、提供食品と手数料のフードバンクへの適切な配分の役割を果たすことが必要となる。

このとき、食品提供側は、それまでは廃棄物として処理した食品を手数料とともに引き渡すことになるので、廃棄物処理法との関連について明確に整理していくことが必要となる。

委員として、今回示されて基本方針に基づき、ここに記したアイデアも含めて問題解決への様々な取組の検討と実施が進むことを期待するというところでございます。

また、5-2で土井委員からの提出資料を御紹介させていただきます。

このように食品ロスが、世界的な問題になったのも、そもそも私たち人間の暴力的な発展によって、人間唯一の住処である地球が悲鳴をあげているからです。今、人間最大の危機、大ピンチであるとみんながわかっているのです。環境問題を思うと、特に私たち食に関わる人々は、とてもつらい気持ちになります。普通の人でも感受性があればそれは同じでしょう。そして、今の日本で、ひとりの人間として何もできない力のなさを思い、危機感を感じながら、さらなる進化を使命に、知らぬ顔をして日々を送っていると暗い気持ちになるのです。特に若い人たちにとっては、暗い未来を思うと切ない気持ちになるでしょう。不安だと思います。

この大ピンチをみんなでしっかり共有して、改善に向かい心を一つにして目標を持つことはできないでしょうか。そうすればピンチは、チャンスになると思います。一緒にやろうって、国民運動にできると思います。できるかできないかわからない、でもみんなが一緒にやるというだけで元気になります。「明るい気分」にしてほしいのです。みんなが未来のためにリスクを取ることで、どんな形であっても未来に希望を持たせてくれれば、きっと明るい気持ちになると思います。

こういうことでございます。御紹介をさせていただきました。

それでは、各省庁から御意見があればお願いしたいと思いますが、まず、今、委員からたくさん御意見をいただきましたけれども、修文に係るもの、それから、運用に当たって、実効性の確保の上で御助言いただいたもの、それから今後、さらなる課題として受けとめるべきものというのがどうもあるような気がしておりますが、まず、その素案の修正に係る部分について、事務局のほうから御説明いたします。

○橋本政策立案総括審議官 それでは、御説明させていただきます。

基本方針案の修文に関する御意見としては、浦郷委員、それから米山委員から御発言が

あったと承知しております。

まず、浦郷委員より2点御発言ありましたが、まず、第1点目、「ローリングストックの周知」につきましては、素案の8ページのⅡの2の「基本的施策」の「(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等」の項目の1ポツのところに、最後に、「また、食品を少し多めに買い置きをして、食べたその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る」という形で追記させていただきたいと思っております。

それから、2つ目の御意見にありました、食品衛生法における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲に関して、食品表示法についても同様の記載という御意見いただいたと思っております。

ちょっと長くなりますが、少し丁寧に御説明させていただきたいと思っております。

まず、食品表示法における自主回収情報の届出制度でございますけれども、食品関連事業者が食品表示基準に従った表示がなされていない食品の自主回収を行ったもののうち、食品の安全性に関するものについて行政機関への届出を義務づけして、当該情報を行政機関から消費者へ情報提供すると、そういった制度でございます。

ですがいまして、この制度というのは、あくまで食品関連事業者自らの判断で回収を行ったと、その後に食品の安全性に関するものについて、行政機関への届出を義務づけるというものでございますので、実は自主回収を実施するためのメルクマールになっているものではございません。

他方、食品衛生法における届出対象となる食品衛生法違反または違反の恐れがある食品というのは、病原微生物による汚染など、食品そのものの安全性に問題があって、自主回収された食品は原則として廃棄されることとなっているところ、食品表示法について御説明しますと、例えば、仮にアレルギーに関する食品表示基準違反により自主回収するという食品は、表示が間違っているけれども、食品そのものとしては大丈夫なものですので、その容器包装の表示を修正すれば、ちゃんとした食品になりますので、そういった場合は再販売することは、当然可能でございますので、そういったところを、必ずしも回収された食品を廃棄する必要はないことになっております。

ですので、事業者に対しては、表示不備を理由として安易に自主回収を行うのではなくて、例えばシールを貼付して修正すると、そういうことで正規の商品として売れるようになりますので、そういったところの御対応いただくように、周知を図ってまいりたいと思っております。

ただ、そのほか安全性に関わらない消費者が容易に理解できる誤記のような軽微な表示ミスに対して、食品ロスの削減を進めるという観点で、そういった観点から、どのような是正を求めることが適当かについては、今後、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

ですがいまして、以上によりまして、食品ロス削減基本方針には、食品表示法の自主回収届出制度については記載しませんけれども、今、申し上げましたように過剰な回収につ

ならないよう、食品表示基準違反があった場合に、事業者が適切に表示の是正を実施できるよう周知を図るとともに、必要な検討を行うという旨を記載したいと考えております。

それで、ちょっと付け加えなりますが、食品ロスの削減の観点ではないのですが、表示法の観点から言いますと、安全性に直接関わるものではない範囲で、例えば栄養成分表示の不備のようなものについて、例えば生活習慣病を持っている人にとっては、カロリーとか、塩分とかの表示の誤記というの、やはり影響を及ぼす可能性があるということで、こういったものについては、自主回収情報の届出制度を設けるといった法律案の国会審議の際には、やはり届出を求めたほうがいいのではないかという御意見もありましたので、そういった自発的な届出を事業者に促すような取組を、またちょっと食品ロスとは別になりますけれども、別途検討しますとともに、消費者にそういった情報をきちんと提供する手段についても、合わせて検討するようにしたいと思います。修文は先ほど申しましたとおり、させていただきたいと思っております。

続きまして、米山委員の御発言にありました、「フードバンクの基盤強化」に関する文言につきましては、基盤強化には地方公共団体から企業等への支援要請と様々なものが含まれるということも踏まえまして、ページでいうと12ページのところでございますけれども、Ⅲの「1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計」面の「(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項」の「①推進体制の整備」のところなんです。12ページの上から1ポツ目の2行目「その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、」の後に、「フードバンク活動の基盤の強化に向け」という文言を加えた形で修文をしたいと思います。よろしく願いいたします。

修文に関しましての御説明は、以上のとおりでございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

まだ、いろいろと御意見をいただいたものについてのコメントもあるかと思いますが、まず、先に関係省庁から御発言があればお願いしたいと思っておりますが、まず、河野農林水産大臣政務官、いかがでしょうか。

○河野農林水産大臣政務官 河野でございます。

今日は、様々な分野の委員の先生方から多角的な視点で御意見を頂戴しました。本当にありがとうございました。

川村委員から御意見がありましたように、この基本方針の素案に基づく取組を進めるためには、消費者、事業者も含めて、関係者が認識を一致させるということは非常に大事だと思いますし、また、その中で、行政の対応が非常に重要になるというのは承知しております。また、三科委員からは、優先順位をつけることも大事だという御意見も賜りましたので、基本方針の内容をしっかりと関係者に伝えてまいりたいと思っております。

さらに、米山委員をはじめとした皆さんからフードバンク活動の重要性という御意見を広く承ったところでございます。建設的な御意見をいただきました。

先だって、農林水産省にもお越しをいただきまして、フードバンクの基盤強化をしっか

り盛り込んでくださいという御意見も承った中で、今回の素案に御意見を反映することとなりました。農林水産省としても、食品産業から発生する未利用食品を適切にフードバンクに提供できるように支援を行っており、参考資料5の2ページ目、農林水産省の予算案資料にもあるように、食品の供給情報と需要情報等をマッチングするシステムの構築も新たな予算を取って進めてまいりたいと考えております。

引き続き、消費者庁をはじめとして、全ての関係省庁と密接に連携をしまして取り組んでいきたいと思っております。

今日は、ありがとうございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、加藤環境大臣政務官、いかがでしょうか。

○加藤環境大臣政務官 環境大臣政務官の加藤鮎子でございます。

今日は、様々な立場から食品ロス削減をするための多くの御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

食品ロスの削減につきまして、本日の議論を踏まえて決定される基本方針案に基づいて、今後、政府一丸となって取り組んでまいります。

環境省としましては、食品ロスの半減目標の達成のため、特に消費者の行動変容を促す仕掛けや、地域で活動する市民の方や地域の事業者と協働する地方公共団体の取組を支援してまいります。

消費者の行動変容につきましては、先週金曜日にNewドギーバッグアイデアコンテストの開催を発表いたしました。詳細につきましては、後ほど小泉大臣より御説明をいただきたいと思っております。

また、地域におきまして、実際に食品ロス削減に向けた取組の主体の軸となる地方公共団体への支援もしてまいります。

例えば、課題の把握のため、各地域での食品ロス発生量の把握のための調査手法の提供あるいは食品ロス削減計画策定のための技術的支援や、モデル事業等の実施。さらには学校給食における食品ロス削減の取組促進などの教育現場とも連携をした取組等々によりまして、地域における関係主体の協働につながる具体的な取組を実施してまいります。

こうした取組を通じまして、2030年までに2000年度比で、食品ロスを半減するとの目標の達成に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

ありがとうございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、ほかの省庁から何か御発言ございますでしょうか。

では、消費者庁のほうからお願いいたします。

○橋本政策立案総括審議官 本日は、本当に各委員の先生方から今後の取組の考え方につきまして、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

例えばフードバンク活動の課題についてとか、エシカル消費、それからの賞味期限、消

費期限の普及啓発、それから、取組に当たっての関係者間での認識の一致が必要、それから食品の提供等に伴う責任の在り方について、調査の仕方、それから地方公共団体の取組、それから国民全体が1つ目標を持って進んでいくことといったことをいただいておりますので、今後の推進において、これを踏まえてやっていきたいと思っております。

そして、特に、崎田委員から御意見いただきました、地方公共団体における「食品ロス削減推進計画の策定」についてでございますけれども、基本方針案の12ページの「計画策定時」のイにも記載してございますけれども、廃棄物処理計画の中に位置づけるというようなやり方も含めまして、各地方公共団体において柔軟に計画策定の対応をいただいて、どんどん進めていく、実行性のあるやり方で進めていただくということは、当方としても願っているところでございますので、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

あと、衛藤大臣からも御紹介があるかと思っておりますけれども、小盛りの推進についてでございますけれども、衛藤大臣から、霞が関の建物の食堂において、小盛りメニューの推進ということで御発言いただいておりますので、この場をおかりして御紹介させていただきます。

それから全国大会、10月30日、食品ロス削減の日でございますので、これもきちんと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

修文につきまして、明確に修文ということで御指摘いただいた点については、先ほどありましたとおりということで御了解いただけるということでしたら、第二部までに、それを修正させていただいた上で、こういうことにしましたということの御報告とともに、大臣御出席の第二部のときに、新しいものをお配りさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○伊藤長官 では、そのようにさせていただきたいと思っております。

その上で、今、消費者庁から話をさせていただきましたが、いろいろな普及啓発、いわゆる持ち帰りについての取組ですとか、小盛りの話ですとか、あと、また大臣がお入りになったときにも御紹介があらうかと思っておりますが、そういった普及啓発に係る取組につきましては、また、我々のほうも頑張るということでございますが、各委員におかれましても、それぞれのお立場で御協力を、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、法制度も含めた検討が本来必要なのではないかという御意見をいただいたものもありました。これは、今回、直ちになかなか解決できるということではないと思っておりますが、引き続き、受けとめさせていただいて、中で議論をしていくということにさせていただきたいと思っております。そういう形で御了解いただければと思っております。

それぞれの御意見、また、議事録に残させていただいた上で、今、出席できていない大臣にも報告をさせていただきますし、関係省庁等々で協議をさせていただきたいと思っております。

おります。

それでは、よろしゅうございますか、特段これだけは言っておきたいということがありましたら、時間はございますので、委員のほうからも御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

こういう運営の仕方になってしまって、そこはお許しいただきたいのですが、暫時休憩をいただいて、資料の修正をさせていただいた上で、12時15分に会議を再開させていただきたいと思います。

会議の進行に御協力いただきまして、早く終わりましたので、大変ありがとうございます。

それでは、暫時休憩といたします。

ありがとうございます。

(休 憩)

○伊藤長官 それでは、お時間となりましたので、会議を再開させていただきます。

第二部では、関係大臣に御出席いただいております。

衛藤内閣府特命担当大臣、江藤農林水産大臣、それから、加藤厚生労働大臣に、まず、御出席いただいておりますし、また、文部科学大臣の代理として、佐々木文部科学大臣政務官、経済産業大臣の代理として中野経済産業大臣政務官に御出席いただいております。

環境大臣は、ちょっと遅れて、今、こちらに向かわれているところと聞いております。

また、河野農林水産大臣政務官、それから加藤環境大臣政務官にも第一部に引き続いて、御出席をいただいております。

なお、関係大臣は、国会対応のため、途中退室の可能性がございますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

まず初めに、第一部で委員の皆様方からいただいた意見等につきまして、事務局から、それに基づく修正案も含めて説明をしていただけますでしょうか。

○橋本政策立案総括審議官 それでは、御説明いたします。

まず、委員の皆様方からいただいた御意見の中には、まず修正案に関するもの、それから今後の検討課題に関するもの、それから、今後の普及啓発と運用等に関するものと分けられると思います。

まず、修正案に関するものから御説明させていただきたいと思います。

第二部用の基本的な方針案、今、お配りしておりますけれども、それをお開きください。

まず、浦郷委員、米山委員から御意見をいただいておりますが、具体的には、まず、浦郷委員よりいただきましたローリングストックの周知についてでございますが、基本方針素案、新しく配られたものの8ページのⅡの「2 基本的施策」の「(1) 教育及び学習

の振興、普及啓発等」のところになります。

こちら8ページでございますけれども、中ほどの1ポツでございますけれども、1ポツの最後のところに「また、食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる『ローリングストック法』の周知を図る」ということで加えさせていただいております。

それから、浦郷委員御指摘の2つ目でございますけれども、食品表示における自主回収報告制度によって過剰な回収につながらないようにという御趣旨の御意見でございますけれども、それに関する記載としましては、10ページでございます。

これは、Ⅱの「2 基本的施策」の「(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援」という項目でございますけれども、10ページの上から4ポツ目でございます。「食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)違反があった場合に、過剰な回収に繋がらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う」ということで追加させていただいております。

それから、米山委員からいただいたフードバンク強化に関する文言につきましては、基盤強化について、地方公共団体から企業等への支援要請等、様々なものが含まれますことを踏まえまして、12ページでございます。

これは、項目としてはⅢの「1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画」のところなのですが「(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項」の「① 推進体制の整備」というところで、3つ目のポツの2行目「その際」というので始まる文章がございますが「その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体においては」の後に「フードバンク活動の基盤の強化に向け」ということを加えさせていただいて、フードバンク活動団体との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施するという文につなげるという形で書き加えさせていただいております。

修文に関するものは、以上3つでございます。

そして、今後の検討課題として、フードバンクに対しての食品を寄附した場合の責任の在り方ということについて、調査の方法も含めて御指摘ございましたけれども、まず、調査を行うこととしておりますので、それを踏まえての検討ということで受けとめさせていただきたいと考えております。

それから、大きく分けて3つ、普及啓発、それから今後の運用に当たっての留意点ということで、様々な貴重な御意見をいただいております。取組を進めるに当たって、関係各所の認識の一致が重要であるということで、その中では、関係事業者だけではなくて、消費者、それから社会の理解が重要であると、そういった全体に対する啓発が重要であって、行政からの働きかけもしっかりやってほしいという御意見をいただいております。

あと、具体的な実践事例を示して、行動変容につなげる必要があるということ。

それから、地方公共団体が計画を策定する際には、柔軟に策定できるようにすべきであるといった意見、それから考え方の中では、エシカル消費の観点、そういったものも考え

るべきであるということ。

それから、普及啓発の具体例として、賞味期限、消費期限の正しい理解促進につなげる必要があるといった様々な御意見をいただいております。

いただいた御意見も踏まえまして、今後の食品ロス削減の取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

御説明は、以上でございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

第一部で各委員から御意見をいただきまして、その中には、修文に係るもの、それから今後の普及啓発等、運用に係るもの、それから今後の、ある意味でいうと、少し宿題、調査などをして、今後取り組むべきものと、こういうようなお話がございました。それについて、今、御説明をさせていただきました。修文が求められているところにつきましては、全て盛り込ませていただいた形で、先ほど第一部のところ、委員の皆様からも御了解いただいたところでございます。

それでは、基本方針の案の決定についてお諮りするにあたり、まず、本会議の会長である衛藤大臣から御発言をお願いします。

○衛藤内閣府特命担当大臣 委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、心より感謝申し上げます。

本日は、これまでの委員の皆様様の御議論を踏まえ、基本方針案の決定につきまして、御了解をいただきたいと考えています。

その後、各大臣から食品ロスの削減に向けた決意や取組などの発言があると思いますが、私は、消費者担当大臣として、消費者が食品ロスの削減の重要性について、理解と関心を深め、具体的な行動を取るよう促すとともに、本会議の会長として、関係省庁の施策を束ねる立場にあります。

先日、閣議後の閣僚懇談会において、各省庁の食堂等において、小盛りサイズメニューの提供等の取組を率先して推進していただくよう、各大臣をお願いいたしました。

こうした動きは、民間においても、さらに広がることを期待しております。

また、消費者庁が行った意識調査、物価モニター調査では、外食時の持ち帰り行動には、約9割が賛成している一方で、過去1年間で実際に持ち帰った経験がある人は、全体の約2割にすぎない、という結果が得られております。

持ち帰りについては、小泉環境大臣が熱心に取り組んでおられるところですが、関係業界の協力も得ながら、関係省庁は連携して取り組んでいきたいと考えております。

加えて、私は、先月フランスに出張して、スーパーマーケット等における食品ロス削減の取組を視察し、関係者と意見交換を行ってまいりました。

その出張で得られた知見も、今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも引き続き、食品の生産から製造、販売、消費に至るそれぞれの段階において、関係省庁が連携して、地に足のついた具体的な取組を積み重ねていくとともに、関係する

多くの方々に御参画いただき、国民運動として食品ロスの削減を推進できるよう、その先頭に立ってしっかり取り組んで参る所存です。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○伊藤長官 ありがとうございます。

引き続き、江藤農林水産大臣、お願いいたします。

○江藤農林水産大臣 委員の皆様方、本当に御苦労さまでございます。まず、心から感謝を申し上げます。

この基本方針素案におきましては、これまで農林水産省が食品産業とともに取り組んできた小売業者の厳しい納品期限の見直し、恵方巻きなど季節商品の需要に応じた販売、未利用食品のフードバンクへの提供などをしっかりと位置づけております。

しかし、食品産業の努力だけでは事業系の食品ロスを半減する目標を達成することはなかなか容易ではないことは言うまでもないところでございます。

このため、消費者の方々の取組としても、小売店での見切り品の活用、それから、外食店の食べ切り、持ち帰りの促進なども位置づけております。

さらに近年、アプリを活用した余剰食品のマッチングなど、食品ロス削減に有効な新たなビジネスが登場しております。これらの活用促進も位置づけております。

農林水産省では、早速、今月の26日、これらの企業と食品産業との交流会を開催することといたしております。

このような基本方針に掲げた取組を関係者と連携を図りながら推進し、事業系の食品ロスを削減してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、小泉環境大臣、お願いいたします。

○小泉環境大臣 まずは、委員の皆さん、ありがとうございます。

本日決定される基本方針案に基づいて、政府一体として取り組んでいくとともに、環境省としても、特に消費者の行動変容を促す仕掛け、これは環境省の中にナッジユニットというものもありますので、このナッジというものを活用していきたいと思っています。

地域で活動する市民の方、そして地域の事業者と協働する地方公共団体の取組の支援なども推進していきたいと考えています。

消費者の行動変容については、先週金曜日に、具体的な施策の第1弾として、Newドギーバッグアイデアコンテストを、関係省庁、そして今日お越しの小林先生の御協力もいただきまして開催をすることを発表しました。

このコンテストでは、国内では余り定着をしていないドギーバックの普及を目指すために、料理を持ち帰ることを示す新たなネーミング、そして、素材や形状を含むドギーバックのデザインを募集するということです。

今日、私の手元にあるのは、これは福島県が作っているテイクアウトボックスというも

ので、SDGsのゴールなども考えて、デザインの的にも非常にいいものだなと、私は思っています。

今度、今月末に東京ガールズコレクションが開催されます。そこでもコラボレーションを環境省と福島県と、この東京ガールズコレクションでやりまして、デザイナーの方に、こういうカラフルなデザインを作っていて、まさに、ファッションとか、オピニオンリーダーとか、そういうインフルエンサーの方からも、こういったことが広がればと思っています。

このコンテストの結果は、夏前には取りまとめを行って、この成果を活用して、東京オリンピック・パラリンピックに向けて情報発信などを行って、持ち帰りの取組を促進したいと考えています。

これに加えて、特に持ち帰りに当たっては、消費者が持ち帰りたくても声をかけづらい、飲食店が自己責任で持ち帰ることをどう確認するかといった利用者と飲食店のコミュニケーション、これが課題となっています。

こうした課題については、利用者や飲食店関係者が参加するワークショップなどを開催して、本コンテストをきっかけに、課題解決策について双方向での議論を促進していきたいと考えています。

アメリカでは、善きサマリア人の法という、最終的に持ち帰った場合、また寄附などの場合の免責をしっかりと規定づける法律などもありますので、加藤厚労大臣とも情報共有をしておりますが、こういったことについても、問題意識を持って取り組んでいきたいと考えています。

本当にありがとうございました。

○伊藤長官 ありがとうございました。

それでは、ちょっと加藤厚労大臣は、国会の都合があるということでございますので、先に加藤厚労大臣からお願いいたします。

○加藤厚生労働大臣 委員の皆さん方には、熱心な御議論を本当にありがとうございます。

厚生労働省としては、この会議における議論を踏まえて、今日は望月委員、米山委員もいらっしゃいますけれども、この生活者困窮者支援におけるフードバンクとの連携について、来年度予算で、自治体の取組状況等の把握をしたいと思っております。

また、効果的な連携を進める方策については、消費者庁と農林水産省等関係省庁とも連携しながら検討を進めていきたいと思っております。

また、平成30年に食品衛生法の改正をいたしました。その中で自主回収届出制度というのが作られているのでありますけれども、ここの中においては、食品衛生上の危害が発生しないケース、これは適用除外、したがって、食品衛生上の危害が発生しないケースまで回収するということになる、これは過剰な回収ということになりますので、そういった点についても自治体とか関係団体にしっかりと注意を払って、適正な形で、これが行われるようにしっかりと対応していきたいと思っております。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、佐々木文部科学大臣政務官をお願いいたします。

○佐々木文部科学大臣政務官 本日はありがとうございます。

食品ロスの削減において、消費者の意識と行動の変革は大切であり、学校教育において児童生徒が食品ロスの削減について理解と関心を深め、実践する力を身につけるよう取り組んでいくことは重要であると考えております。

文部科学省においては、命の大切さや、食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促すとともに、小学生向けの楽しい食事、つながる食育などの食育教材や、教職員向けの食に関する指導の手引きを作成いたしまして、学校現場で御活用いただいているところであります。

引き続き、教育委員会の学校給食担当者が集まる会議等におきまして、児童生徒の生活活動や健康状態等を踏まえて、一律に感触を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導の重要性や、食品ロスの削減に関する教育の推進について周知に努めてまいりたいと思っております。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、中野経済産業大臣政務官、お願いいたします。

○中野経済産業大臣政務官 経済産業大臣政務官の中野でございます。

委員の皆様には、改めまして、感謝を申し上げます次第でございます。

経済産業省といたしましては、小売業者をはじめ、食品関連の事業者等の食品ロス削減に向けた取組というのを、引き続き、後押しをしてまいります。

今回の基本方針にも盛り込まれました、商慣習の見直しというのがございます。サプライチェーン全体で取り組むことが重要であると考えております。

これまでも製・配・販での推進体制というものを構築いたしまして、農林水産省とも連携をしながら納品における、いわゆる3分の1ルールの緩和などに取り組んできておりますけれども、引き続き、その普及拡大を推進してまいります。

また、食品ロスの削減に当たりまして、ICTやAI等の新技術の活用というのも大変重要でございます。

経済産業省では、今、電子タグを活用したダイナミックプライシングなどの実証実験を実施しております。引き続き、これもメーカー、卸、小売、サービスベンダー等々、様々なプレーヤーの方々と連携をいたしまして、食品ロスの削減に資する新たな技術の実装というものを支援してまいりたいと思っております。

食品ロス削減をはじめとしました社会課題への対応の重要性、ますます大きくなってきておりますので、経済産業省といたしましては、この基本方針を踏まえまして、しっかりと取組を進めて参る決意でございますので、どうかよろしく申し上げます。

ありがとうございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、基本方針の案の決定についてお諮りをいたしたいと思います。

休憩中にお配りした案、これは第一部のものについて、先ほど御説明させていただいた修正を加えたもの、右側に「第二部用」と書かれているものでございますが、これを当会議が作成する基本方針の案とすることについて、御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤長官 ありがとうございます。

それでは、閣議決定に向け、手続を進めさせていただきます。

事務局より、今後の予定について御説明をいたします。

○橋本政策立案総括審議官 ただいま御決定をいただきました基本方針案につきましては、3月末の閣議決定を目指して手続を進めてまいります。

本会議の次の開催につきましては、改めて御連絡させていただきますが、基本方針に基づく取組のフォローアップなどを行うに当たりまして、引き続き、委員の皆様方の御意見をお伺いできればと思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○伊藤長官 本日は、長時間にわたり、第一部、第二部制という形で、変則の形で御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

最後に、衛藤大臣から御挨拶をお願いいたします。

○衛藤内閣府特命担当大臣 委員の皆様方におかれましては、昨年11月以来、基本方針の検討につきまして、貴重な御意見をいただき、心より感謝申し上げます。

法律の成立、施行以降、食品ロスの削減に対する社会的な関心がますます高まっていると感じております。

政府としても、年度内に基本方針の閣議決定を行った上で、委員の皆様からいただきました具体的な取組についての意見も踏まえ、各大臣がリーダーシップを発揮して施策を推進してまいります。

また、地方公共団体に対しても、基本方針の内容について説明を行うとともに、法律に基づく食品ロス削減推進計画の積極的な策定を働きかけていきたいと考えています。

加えて、基本方針は事業者や消費者と、様々な立場で取組を進めていただく際の指針でもあります。委員の皆様におかれましては、食品ロスの削減に向けた国民運動を推進していくため、引き続き、それぞれのお立場で、牽引役として御尽力くだされば幸いです。

改めまして、委員の皆様にご挨拶申し上げますとともに、今後とも、基本方針の進捗のフォローアップ等へのお力添えをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。

○伊藤長官 ありがとうございます。

本日は、これで閉会とさせていただきます。

お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございました。